

積載方法の区分とフェリーによる運送

1. 積載方法の区分

(1) 積載方法の記号

危規則告示別表第1に危険物の品名、国連番号及び積載方法の記号（A、B、C、D及びE）が示されている。(例示)

| 国連番号 | 品名 | 分類 | 等級 | 容器等級 | 積載方法 | 隔離 |
|------|-------------------------|-------|----|------|------|----|
| 1789 | 塩酸 HYDROCHLORIC ACID | 腐食性物質 | 8 | II | C | - |

(2) 積載方法の区分

| 積載方法 (記号) | 貨物船 | | 旅客船 | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|
| | 甲板上積載 | 甲板下積載 | 甲板上積載 | 甲板下積載 |
| A | ○ | ○ | ○ | ○ |
| B | ○ | ○ | ○ | × → ○ |
| C | ○ | × → ○ | ○ | × → ○ |
| D | ○ | × → ○ | × | × |
| E | ○ | ○ | × | × |

は、特別措置の対象となる区分

2. フェリーによる運送

(1) 危規則上の「甲板下」の定義

＜危規則第2条第1項第6号＞

危険物を暴露甲板下の場所であって、開放された船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所に積載することをいう。

＜危規則心得2.1.6＞

開放された船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所」は、車両区域内の閉囲された場所（船舶防火構造規則第13条第2項の「車両区域内の閉囲された場所」をいう。）を含むものとする。

(2) 運送状況

1. 閉囲された車両区域を有するフェリー



甲板下積載による運送

2. 開放された車両区域を有するフェリー



甲板上積載による運送